

令和4年度 予算 制度・政策に関する 要望書

令和3年11月24日

宇都宮市議会 市民連合

会長 駒場昭夫



令和4年度 予算 制度・政策に関する要望書

昨年来、感染症対策に苦しんできた我が国では、デジタル化の遅れや、グローバルサプライチェーンの分断などの構造的な弱点が露呈され、感染終息後においても、従来の姿に戻すべきものと、この経験をきっかけとして、より良い方向に転換すべきものへの精査が必要となっている。

こうした社会的な転換への対応は、感染症への対応といった一過性のものではなく、今後の日本社会を展望した際に、豊かさを維持・追求する上で何れにおいても不可欠なものであり、新たな技術革新を踏まえた、社会転換による暮らしの豊かさの創出が求められてる。加えて、世界的な潮流である地球温暖化対策や、気候変動対応が、新たな経済成長の源泉となるよう、技術やライフスタイルの世界標準を主導し、循環型経済を確立していくことは大きな課題である。

このような中、本市においても、引き続き、ポストコロナ社会に向けての施策の充実・強化や、長期にわたり大きな影響を受けている中小零細企業の事業継続に向けた財政支援等喫緊の課題に対応しつつ、今後の社会環境や人口構造の変化に的確に対応し、持続的に発展できるまちづくりを推進していくため、あらゆる分野において先進技術を取り入れながら、子どもから高齢者まで誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまち、「スーパースマートシティ」の実現や、自治体DXなどを推進し、これらの取り組みに合わせ、ICT技術の活用による行政事務の効率化や、公民連携の更なる推進等により、行政経営基盤の強化を図ることが必要である。

これらの観点を踏まえ、私たち宇都宮市議会 市民連合は、令和4年度予算編成にあたり「施策に対する要望」として、新型コロナウイルス関連の特別要望6項目、一般政策として重点項目8項目、全8分野77項目にまとめましたので、施策に反映されますよう要望いたします。

【特別要望】ポストコロナ社会に向けての施策の充実・強化

1. 感染症対策の充実・強化

1) 新型コロナウイルス対応を踏まえた感染症対策の充実・強化

新型コロナウイルス感染症により得られた知見を元に、疫学調査等サーベイランス対策や蔓延防止対策を検証し、感染症等に対する危機管理体制の見直しに取り組むこと。また、現在の逼迫した状況により、庁内応援により凌いでいる保健所業務においては、機能の強化が求められていることから、IHEAT などの国の施策等を有効に活用し、必要な人材確保と体制整備に取り組むこと。

2) ワクチン接種体制の確保

国による次年度以降のワクチン接種方針が決定され次第、速やかに希望する市民が接種出来るよう、市医師会等と綿密に連携し必要な体制を整えること。

また、発熱患者による医療機関の負担や、市民の感染不安の軽減を図るため、新型コロナウイルスの免疫獲得機会がない年少者においては、今年度実施したインフルエンザワクチン予防接種費補助事業の対象年齢拡充を当面の間継続し、発熱患者の抑制を図ること。

2. 医療体制の維持・確保

受診控えなどにより苦しい経営状況が続く夜間休日救急診療所や、2次救急医療機関に対し、体制維持に必要な支援に継続して取り組むこと。

また、市医師会等との情報共有を密に行い、民間医療機関の安定した経営支援を行い市内の医療体制を確保すること。

3. 経済回復の推進

1) 中小零細企業の事業継続支援

新しい生活様式の定着や市民の行動変容により、市内の経済回復は緩やかとなることが想定されるため、中小零細企業に対する資金繰り支援や、相談体制を継続させるとともに、飲食・旅客業等落ち込みが大きい業界に対しては引き続き需要喚起対策の実施や経営持続化支援等を行い、市内事業者の事業継続を支援すること。

2) 地方回帰の推進

コロナ禍を契機とした地方回帰の流れを着実に取り込む為、「宇都宮サテライトオフィス」などを活用し、市内企業と東京圏企業との事業連携や、東京圏域からの人・企業の誘致等を強力に推進すること。

また、開業年度を迎える地域交流拠点施設の活用や、テレワークなどに取り組む市外企業等の積極的な誘致を推進し、関係人口の拡大を図ること。

4. 教育機会の確保

1) 教育・経験の機会確保

昨年来多くの事業が中止・縮小となっている児童生徒の校外活動や校内行事、部活動、スポーツ少年団等の活動機会の確保に向け、各団体と連携し、活動機会の確保に必要な支援を実施すること。

また、部活動等においては、コロナ対策ガイドラインや主催者による出場要件を遵守するための負担が増加していることから、各団体からの意見を聴取し、各種支援制度の見直し等の対策を実施すること。

2) デジタル教材・ICTの活用強化

コロナ禍により今年度大幅に活用が進んだデジタル教材や、ICT活用が更に定着されるよう、必要な体制を整備するとともに、オンライン教育や家庭学習への活用を推進すること。

また、コロナ禍による自主休校者や不登校者が増加しているため、オンライン学習の活用や、児童・生徒のケア体制の強化を図り、教育機会を確保すること。

5. コロナ禍における人権保護

感染者や家族が差別や偏見を受けないよう、市民意識の醸成に取り組むとともに、経済・福祉・教育等の各種施策事業の実施においては、事情によりワクチン接種が出来ない方が不利益や偏見を受けないよう、人権的な配慮を徹底して図ること。

6. 災害時における感染症対策の強化

感染症の影響により自主防災組織等で行う防災訓練や避難所開設訓練等が実施出来ていないことから、感染症の状況を注視した上で、全地区の自主防災組織が感染症対策を踏まえ改訂された「避難所開設・運営ガイドライン」に基づき、円滑に訓練・検証が出来るよう、必要な支援を実施すること。

I. 子育て・教育の未来都市の実現に向けて

(子育て・教育・学習 分野)

1. 市民の結婚・出産の希望をかなえる支援の充実

保険の適用等、国の不妊・不育治療に対する支援制度の見直しに併せ、相談支援体制の充実や、不妊治療と仕事の両立を支援するなど、不妊症・不育症に対する総合的支援を充実させること。

また、コロナ禍の影響等により、全国的に婚姻件数や出生率の減少が見られることから、結婚・出産・産前産後ケア等に関する本市の充実した支援制度の周知や、ポストコロナ社会における支援策の構築などに取組み、市民の結婚・出産の希望をかなえる支援を充実させること。

2. 子ども子育て支援の充実【重点項目】

1) 多様な子育てニーズへの対応

多様な保育・子育てニーズに対応するため、年間を通じた待機児童の解消や、駅周辺等の局所的な保育ニーズ、休日保育や一時預かりなどの特別保育ニーズへの対応強化等、市民の幅広い保育ニーズへの対応を充実させること。

また、子育て世代における情報源はスマートフォン等の携帯端末が主流となることから、AI相談やSNS等による情報発信の強化を図るなど、世代ニーズを踏まえた情報提供・相談体制の充実・強化に取り組むこと。

2) 子育て家庭への経済的支援の拡充

本市における出産費用が他都市と比較して高額であることを踏まえ、子育て家庭の経済的負担を軽減する必要があることから、福島県白河市などで実施されている紙おむつや乳児用ミルクなどに幅広く使えるクーポン券の配布を行う「すくすく赤ちゃんクーポン券支給事業」等に本市としても取組み、子育て家庭への経済的支援を充実させること。

3. 支援を必要とする子どもへの対応強化【重点項目】

1) 支援拠点・相談支援体制の整備

養育・虐待等の相談対応の充実・強化に引き続き取り組むとともに、子ども食堂や児童保護などに取り組むNPO等民間団体の活動支援を充実させること。

また、モデル事業として実施された「親と子どもの居場所づくり事業」の効果を検証し、市内全域で親と子どもの居場所が確保出来るよう事業を推進させること。

2) 社会的養育の推進

家庭での養育支援や代替養育等の社会的養育を拡充させるためには「家庭養育優先」の理念のもと、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）、里親による養育等が推進されることが不可欠であるが、これらの必要性を広く周知することは市町の重要な役割となる。県が本年10月に設置した「栃木フォスターリングセンター」と連携し、里親制度の普及啓発や、里親委託の推進に取り組むとともに、新愛称である「とちのきフォレスター」の浸透を図り、里親制度の理解促進と子どもの権利擁護を推進すること。

3) ヤングケアラーに関する支援体制の構築

地域のつながりの衰退や核家族化の進展等により、家族の世話を担わざるを得ない子どもの増加がみられ、ヤングケアラーの早期発見・支援につなげる取組みが重要となっている。

今年度実施された「実態把握」を継続して行うとともに、ヤングケアラーに関する社会的認知の向上に向け、教育・福祉分野の連携のもと周知・啓発や研修機会の充実に取り組むこと。

また、全ての子どもと家族が当たり前の生活を営めるよう、相談・支援体制の充実や、専門的な人材の育成を図り、重層的支援なども含め適切な公共サービスに確実につながる支援体制を早急に構築すること。

4. 子どもの家

今年度様々な問題が発生した新運営体制移行後の状況を継続的に確認し、移行効果の検証に取り組むとともに、今後の事業者選定・募集における透明性の確保や、選定方法の改善に着実に取り組むこと。

また、留守家庭児童等の放課後が安全・安心な生活の場となるよう、質の確保に継続して取組み必要な指導を行うこと。

5. 学校教育の充実

1) GIGAスクールにおける学びの充実

一人一台端末の本格運用を踏まえ、効果的な活用を通じた学びの充実に向けて、ICTを活用した指導力の向上や、情報モラル・リテラシー教育の強化を図ること。

また、文部科学省では、学習者用デジタル教科書普及促進事業による段階的な実証事業を計画していることから、円滑な実証と効果の最大化が図れるよう必要な準備を行い、ICTを活用した質の高い学びを確保・定着させること。

2) 学校設備の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境を実現するため、老朽化した学校施設の維持・改修に必要な予算を確保するとともに、文部科学省より推進されている防災・減災・国土強靱化や、脱炭素化の推進を改修時に実施出来るよう、学校施設長寿命化計画の内容については適時見直しを図り、必要な予算を確保すること。

また、本年宮城県白石市で発生した防球ネットの支柱倒壊による死傷事故事例等を踏まえ、木製・コンクリート製に関わらず学校敷地内に設置されている全ての支柱の専門家による劣化診断を行い、児童・生徒の安全を確保すること。

3) 学校管理予算の適正化

消耗品や施設補修などがP T A経費で支出されている事例も見られることから、日常的な学校管理予算の適正化を図り、P T A等の負担によらない持続可能な学校運営経費を計上すること。

4) いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

いじめや不登校児童の認知件数が全国的に増加している現状を踏まえ、問題の早期発見・早期対応を図るため、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの活用を推進するとともに、メールやSNS等による相談の間口を広げるなど、児童・生徒・保護者に対するきめ細かな支援を充実させること。

また、不登校児童・生徒の学びを確保するため、フリースクール等との連携を強化し、学校以外での学びの場を確保するとともに、フリースクールに通う児童生徒の財政的な支援制度を充実させること。

5) 生涯スポーツの環境整備

全ての市民が気軽にスポーツに親しみ、その価値を実感できる社会の構築が必要であることから、身近な場所にて運動機会が確保できる環境の整備や、運動機能の低下が懸念される子どもの体力向上を形成するための幼児期からの継続した運動習慣の定着など、総合的な施設整備と施策の充実を図ること。

また、東京オリンピックで脚光を集め、競技人口の増加が見込まれているスケートボード・BMX・クライミング等のアーバンスポーツ需要の増加に対応するため、現在計画中となる(仮称)平出町停留場周辺の都市公園においても、地域要望等を踏まえた整備を促進し、幅広い世代や広域な交流が地域の健康増進と活力の向上に繋がるよう関連する計画を取りまとめること。

Ⅱ. 「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて

(健康・福祉・医療 分野)

1. 健康づくりと地域医療の充実・強化

1) 医療体制の確保

高齢化社会を見据えた在宅医療と福祉分野の連携や、一次・二次救急医療体制の確保に継続して取組み、少子超高齢社会を迎えても市民が安心して地域医療サービスを受けられる体制づくりを推進すること。

また、老朽化する夜間休日救急診療所・検診センターの施設・機能の将来的な在り方においては、三師会や市医療保険事業団との意見交換を継続的に行い、地域共生社会の中核となる機能を備えた拠点整備を推進すること。

2) ウォーカブルなまちづくりと連携した健康増進策の推進

LRTの開業年度に合わせ、沿線を中心に構想するウォーカブルなまちづくりと連携した、フレイル予防や健康増進に資する取組みを充実させること。

また、ウォーカブルなまちづくりの健康効果を客観的に評価し、施策に反映していくことが重要であることから、人流や滞在時間等の多様なデータや、地域別データ分析等の保健・福祉データなどを有効に活用し、まちづくりが健康寿命に与える効果の検証・改善が定期的・定量的に行える仕組みを構築すること。

3) 社会的処方への推進

先進都市（京都府、岐阜県など）ではコミュニティナースの養成により、病院や施設の看護師、行政保健師、訪問看護師等がカバーしきれない領域のケアや、地域住民間の繋がりへの再構築を行うなど、地域の中の支え合いが推進されている。

本市においても、地域共生社会のまちづくりとして有益なコミュニティナースの養成・確保や、重層的支援体制整備事業の活用を図り、地域共生社会の実現に向けての取組みを推進すること。

また、リンクワーカーにおいては繋げるだけでなく、ニーズに応じたサークルを作るなどのコミュニティの創出や、医療と社会資源を繋げる役割が期待されていることから、本市独自に地域コミュニティなどの社会資源と医療を繋げるリンクワーカーを制度化し、地域の実情や生活実態に即した医療・介護・地域との連携強化を図り、社会的処方を推進すること。

2. 共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築【重点項目】

1) 地域包括支援センターの運営強化

高齢者をはじめ、障がい者や子どもなどの分野を超えた相談を包括して対応できる社会の構築が必要であることから、「(仮称) 共生型地域包括支援センター」の設置に向け、既存の地域包括支援センターの在り方を検討し、地域共生社会の実現に向けての連携及び推進体制を明示すること。

2) 地域別データ分析の活用

地域福祉を推進するためには、地域別データ分析の地域づくりへの活用や、まちづくりの取組によって数値がどのように変化したのかなど、継続した経過の観察と地域まちづくり施策への反映が重要である。特に、L R T開通前と開通後の調査は本市の目指すまちづくりを検証していくためにも必須であると考えことから、今後もデータの蓄積及び分析を継続し、本市の目指すN C Cの形成による都市整備及び地域住民によるまちづくりに活用すること。

また地域別データ分析により得られた地域毎の特性や健康課題を基に、科学的な根拠に基づく施策・事業の展開を分野横断的に行い、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化に取り組むこと。

3) 生活支援の推進

高齢者の「生活支援」の充実に向けた第2層協議体における活動は、地域づくりにおいて重要な役割を果たすことから、地域包括支援センターや第2層生活支援コーディネーター等との連携のもと、地域住民の主体的な活動が推進されるよう、その地域の状況に合わせた情報提供などを適宜行いながら、各地域における見守りや支え合い活動の支援を拡充すること。

また、高齢者はもとより、障がい者や子どもなどの重層的な連携が推進されるよう、地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営を構築するとともに、世代を超えて交流できる居場所（駄菓子屋、地域食堂、サロンなど）づくりや、健康や医療、福祉に関わる事業（みんなの保健室、まちなか保健室など）への助成額を拡充するなどの環境整備を行い、地域福祉の推進を図ること。

4) 成年後見制度に係る体制整備

認知症や知的障がい・精神障がい等により、虐待や消費者被害を受けた方や、セルフネグレクトなど、成年後見人制度のニーズが年々増加する傾向にある。本市においても成年後見人制度の利用は年々増加傾向にあるが、実際に利用に至るまでの判断が難しく、専門的なサポートが必要であることから、地域における権利擁護を実現させるため、宇都宮市社会福祉協議会などの関係機関と協議を促進し、中核機関の早期設置を図ること。

3. 障がいのある人の生活を充実する

1) 障がい者の自立支援

コロナ禍の長期化により、障がい福祉サービス事業所の経営状況や、障がい者の就労環境に大きな影響を受けていることから、サービス事業者の経営状態や、障がい者就労の状況把握を着実にを行い、事業や就労の継続に必要な支援を実施すること。また、福祉的就労の業務開拓や、障がい者雇用の拡大を推進し、障がい者が年間を通して安定的な就労機会と収入が確保出来るよう取り組むこと。

2) 切れ目のない障がい者支援体制の構築

障がい者の成長に伴い、複数の部局や支援制度との関連が必要となることから、障がい者がライフステージや家庭の状況に応じて継続して支援を受けられるよう、体制強化に取り組むとともに、増加傾向にある医療的ケアが必要となる児童に対する支援体制を充実させること。

3) 障がい者サービスの向上

障がい者や医療的ケア児の訪問入浴サービス基準や、対象者の間口が狭い「障がい者通学通所支援」のひとり親基準など、現行の利用者ニーズや事業者の運用実態と見合わない制度を見直し、サービスを必要とする当事者が必要に応じサービスの利用が出来るよう改善を図ること。

また、利用者や事業者の現場の声を障がい者施策に反映できるよう、障がいや医療的ケアなどの特性に応じた部会等を設置するなど、当事者の声を吸い上げる仕組みを構築し、当事者に寄り添った制度運営を実施すること。

4. 生活困窮者の自立支援

1) 子ども・若者・ひきこもり等に対する総合相談・支援体制の充実

8050、7040等、ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題は、高齢・障がい・貧困・ひきこもり等、家庭で抱える問題が多岐に渡り、個々のケースに応じた支援のコーディネートが必要となることから、子ども・若者・ひきこもりに対する総合的な相談体制を充実させるとともに、支援に関わる民間団体等と連携し、本人や家族の状況に応じた重層的な支援に繋げる仕組みを構築すること。

2) 生活困窮者の自立支援

生活困窮者の自立に向けて必要となる就労訓練事業所等の中間的就労の機会を拡充するとともに、コロナ禍の影響による雇用環境の悪化により、生活困窮者の増加が見られることから、生活・就労・居住等に対する支援が迅速に対象者に手当てされるよう対応を図ること。

Ⅲ. 「安全安心の未来都市」の実現に向けて

(安心・協働・共生 分野)

1. 危機への備え・対応力の強化

1) 総合的な治水対策の推進

近年の気候変動等の状況を踏まえ、雨水幹線の重点的な整備や、都市部の雨水貯留機能の強化、河川の機能改修・保全等が着実に実施出来る予算を確保すること。

また、改訂されたハザードマップにより「浸水想定区域」に設定されている区域においては、規制の強化や機能誘導等の都市計画と連動を図り、土地の特性による災害リスクをまちづくりの面から回避できるよう施策・事業を充実させること。

2) 大規模盛土造成地の安全確保

今年発生した土砂災害等により大規模盛土造成地の安全性の確保に市民の関心も高いことから、現在行われている詳細調査の結果に基づき必要な対策を講じること。

また、対策にあたっては地域住民等の意見を聴取し、安全性を確保するために必要となる工事費等の住民負担が出来る限り軽減されるよう支援制度を構築し、地域の安全を確保すること。

3) 消防力の強化と消防団員の確保

地域防災力の要となる消防団においては、団員数の減少や高齢化により機動力の低下や団員間の負担偏向等の問題を抱えている。また、分団内に設置されている部においては、恒常的な欠員や出動時の人手不足の発生により組織力の低下や休部や廃部による「消防団空白区」の増加が見られ対策の強化が必要である。

よって、問題の解決に向け、以下の5点の対策を早急に検討すること。

①自治会との連携による団員の補充システムを早急に構築すること。

②OB団員の機能別団員化を図り、補完的機動力を増強させること。

③部の改編や合併を推進し「消防団空白区」の解消に努めること。

④分団や部のホームページづくりやSNSを活用した広報活動を支援すること。

⑤消防団員の処遇改善や、団員家族に対する優遇制度を拡充し、

若年層が入団しやすい環境を整備すること。

2. 日常生活の安心感を高める

1) 空き家等対策の強化

増加傾向にある空き家・空き地問題に対し継続した対策を図り、小規模不動産特定共同事業等の民間活力の活用を促進し、空き家再生を加速させるとともに、相続未了等による空き家・空き地の発生を抑制するための指導・啓発を強化すること。

また、管理不全の空き家・空き地苦情の増加が見られることから、所有者に対する行政指導の強化を図り、空き家・空き地等による住環境への影響を抑止すること。

2) 生活排水事業の適正化

農業集落排水処理施設及び、地域下水施設については、公共下水道との段階的な接続を図り、効率的な事業運営と各施設のさらなる適正管理に努めるとともに、接続される農業集落排水施設の料金体系の変化等を、関係住民にわかりやすく周知すること。

3) 交通安全意識の啓発強化

信号機のない横断歩道における車両の一時停止率が全国平均より低いことから、関係機関と連携し、カラー舗装で横断歩道があることを目立たせるなど、歩行者がいる横断歩道での一時停止を徹底し、「止まってくれない栃木県」からの脱却を強力に推進すること。

また、民間企業等と連携し収集・分析したデータの有効活用により、交通事故の多発箇所や、潜在的な危険箇所を把握し、交通事故の未然防止のためドライバーへの注意喚起や道路環境の整備につなげること。

4) 高齢者に対する交通安全対策の強化

高齢ドライバーによる交通事故が増加しているため、高齢者講習の強化や安全サポートカーの普及促進、踏み間違い防止装置の普及促進に警察と連携して取り組むこと。また、国におけるサポカー購入時の補助金が今年度中に終了する見込みであることから、市独自のサポカー購入補助金導入を検討すること。

5) 通学路の安全確保

全国で通学時の児童・生徒が巻き込まれる交通事故が多発していることから、通学路合同点検などで出された危険箇所の早期対策や、外側線などの路面標示やラバーポールなどの修繕を速やかに実施出来る予算を確保するとともに、安全な歩行空間を確保するため、無電柱化の推進や、歩道・防護柵等の設置を計画的に行うこと。

また、スクールゾーン・キッズゾーン等の啓発看板の設置場所においては、看板設置費用の有無に係わらず要望者の意向に沿った場所に設置が出来るよう対応を図ること。

3. 市民が主役のまちづくりの推進

1) 市民活動の再開支援

コロナ禍により停滞を余儀なくされた地域活動の再開や、疎遠化したコミュニティの回復に向けた支援策を早急に講じるとともに、地域別のデータ分析を活用するなど、各地域の現状に即した特色ある市民主体のまちづくりを推進すること。

2) 市民参画の促進

市の政策づくりや制度の見直し、事業計画等の策定にあたっては、積極的なワークショップの導入等により、コミュニティデザインや、アドボカシープランニング等の手法を積極的に取り入れ、初期段階から市民が参画できる仕組みを構築すること。

3) 多様な市民意見の反映

多様な市民意見を行政計画に反映させるため、各種委員会や審議会等における公募委員枠を拡大し、女性、若年層、高齢者等をバランス良く登用するとともに、重複応募の制限や、任期の見直しなどを行い、市政全般に多様な意見が反映出来るよう工夫すること。

また、パブリックコメント制度においては、意見数の収集強化策や偏重意見防止策を講じるとともに、市独自の公聴会制度を設けるなどして意見収集手段の拡充を図ること。

4) 自治会活動の維持・活性化

環境・福祉・防犯・会員交流等、市民協働で行うまちづくり事業が複雑且つ多様化し、自治会活動の負担や、役員のなり手不足などの問題が顕在化しているため、自治会活動の負担軽減や各種支援策の強化等を行い、持続可能な自治会運営への支援を充実させること。

また、自治会加入率の維持・向上に向けては、高齢者世帯の増加に伴い、自治会員としての役割が重荷となり自治会を脱退する世帯の増加が近年顕著に増加しているため、高齢者世帯に対する地域の絆を維持する施策を別途検討すること。

5) 女性の活躍推進 **【重点項目】**

日本におけるジェンダーギャップ指数は153カ国中121位であり、性別役割分担意識や、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）が根強く、若い女性の大都市圏への転出超過は深刻な問題であることから、企業等で取り組む介護休暇、育児休暇等の取得状況や、本市で取り組む保育や子育て支援事業等の状況を深く分析し、本市の施策を充実させるとともに、男女を問わず幅広い年齢層に潜在するアンコンシャス・バイアスの解消や、あらゆる分野への積極的な女性の登用や、女性意見の反映を図り、男女共同参画社会の推進を図ること。

また、「宇都宮市つながりサポート女性支援事業」は、生理用品の小中学校女子トイレ設置並びに学校以外の地域の居場所との連携が始まったばかりであり、支援に向けての関係性を構築し、必要などころへ必要な支援が届くようになるには相応の期間が必要になることから、相談支援体制の充実や、関係機関との連携を強化し、困難を抱える女性の支援に継続して取り組むこと。

4. 人権侵害の撲滅

DV・性暴力、児童・障がい者・高齢者等への虐待行為等の相談・支援対応を継続して強化するとともに、教育課程における人権教育や社会的な啓発を強化し、人権を尊重する市民の育成に努めること。

また、多様性を尊重する社会を推進するため、多文化共生社会の実現や、差別を生まない社会を醸成するとともに、LGBTQへの配慮やパートナーシップ証明制度の導入等、性的マイノリティが社会的な不利益や差別・偏見を受けないよう制度の構築と社会意識の醸成に取り組むこと。

5. マイナンバーカードの普及・利活用促進

国によるポイント付与等のインセンティブを活用し、マイナンバーカードの普及促進や、活用できるサービスの拡充を図り、発行及び利活用の促進に取り組むこと。

また、マイナンバーを活用したオンライン申請等が拡充できるよう、自治体事務のDX化を計画的に推進し庁内環境の整備を図ること。

IV. 「魅力創造・交流の未来都市」の実現に向けて

(魅力・交流・文化 分野)

1. 都市ブランドの確立と更なる魅力の創出

本市の持つ優良な都市資源や住みよさ、子育て施策等、都市魅力を効果的に発信する広報戦略を充実させるとともに、都市ブランド力や認知度の向上に向けた施策を充実させ、都市ブランド力のさらなる強化を図ること。

また、都市ブランドを浸透させるためにはターゲットや世代ごとに適したツールや手法が必要であることから、「宇都宮サテライトオフィス」の更なる活用等も図り、効果的な発信手法を確立させること。

2. 大谷地区の観光・交流拠点化【重点項目】

大谷地区の観光資源化の推進や、グリーンスローモビリティ等を活用したシームレス交通の実用化等、環境整備や回遊性の向上を図り、観光資源としての磨き上げに取り組むこと。

また、飲食店等の立地促進に効果が現れていることから、引き続き魅力的な店舗の立地促進に取り組むとともに、大谷地域がウォークアブルな観光資源となるよう、歩行者空間の整備や、歩行者動線上の交通安全設備の整備などに関係機関と連携して対策を講じること。

3. 文化資源の保存・整理・活用

市民遺産制度の拡充を図り、芸術文化・歴史文化・郷土文化等、それぞれの分野における物的、人的並びに現象的な文化資産を整理し、これらの資源を観光やまちづくりの新たな素材として多角的に活用できるよう都市魅力創造戦略を構築すること。

4. 国際都市の推進

外国人居住者等の低いコロナウイルスワクチン接種率が課題であることから、国際交流プラザと保健所で連携し、外国人居住者に対するフォローを強化させること。

また、ポストコロナ社会を見据えたインバウンドの動向等、世界的な入出国等の規制状況等を注視し、国の施策等に併せた新たな時代のインバウンド施策を構築すること。

5. 広報広聴の充実

市で発信しているSNSツールに統一性がないことから、情報の取得にバラツキが生じている。栃木県のように一つのツールで総合的な情報が得られるよう、必要な基準の見直しに取り組むとともに、AI自動応答サービスの適用拡大を図り、市民への情報発信力の強化と利便性の向上を図ること。

V. 「産業・環境の未来都市」の実現に向けて

(産業・環境 分野)

1. 地域産業の創造性・発展性を高める

1) スマートシティの推進

Society 5.0の推進に資する次世代モビリティ産業の育成支援や、新技術の社会実証フィールドの提供、5G等の次世代通信環境の整備促進等、スマートシティの構築を担う産業の育成と社会実装に向けた支援を充実させること。

また、あらゆる分野におけるセンシング技術の活用や、ビッグデータを社会課題の解消に活用できる基盤を整備するとともに、それらを活かした新産業の創出に積極的な支援を行うこと。

2) サービス産業への包括的な支援

コロナ禍の影響を乗り越え、地域経済を再び成長軌道に乗せるためには、GDPや雇用の7割を占めるサービス産業の生産性向上と需要の回復を両面から進める必要がある。

社会情勢や事業者のニーズを踏まえ、ポストコロナ社会におけるビジネスモデルの確立に向けた支援策を充実させるとともに、需要喚起対策の実施や資金繰りの支援等を継続して実施すること。

また、サービス産業の生産性革新に資するCX (Customer Experience)・MX (Management Experience)の活用を社会全体で進めるため、デジタル化やDXの実現に向けた支援に取り組むこと。

3) 中小企業振興の強化

中小企業等が抱えているデジタル化の遅れや、慢性的な人材不足、事業承継などの課題はコロナ禍の影響により、より深刻な問題となっていることから、中小企業の構造的・本質的な経営課題の解決に向けた支援の充実・強化に積極的に取り組むこと。

4) 観光産業の振興

観光振興は地域経済の活性化に直結するものであることから、ポストコロナ社会における環境変化を見極め、国内需要回復に向けた地域内における直接的な消費喚起対策等、市内での波及効果を高める新たな観光需要創出に官民挙げて戦略的に取り組むこと。

5) 中心市街地活性化

進展が見えないパルコ跡地の早期活用をはじめ、都市の魅力や街なかの賑わい創出に向けた積極的な民間誘導策を実施すること。

また、賑わいの創出やひと中心のまちづくり、市民の健康増進を推進するうえで「ウォークアブルなまちづくり」を強力に推進する必要があることから、新しい生活様式を踏まえた魅力的な都市空間の創出や特色ある商店街の形成を官民の連携により推進し、活力と賑わいあふれる中心市街地の形成に取り組むこと。

2. 農林業の生産力・販売力・地域力を高める

1) スマート農業の推進

スマート技術等を活用した農業サービス支援事業を実施するために必要となる、農業分野のニーズ調査、人材育成、AI機器の選択・導入等、各種支援策の充実を図るとともに、労働負担の軽減や省力化に役立つRPA、IoT等の先進ICT技術の積極的な活用を促すため、農業規模の大小にかかわらず、各戸の経営形態に則した導入手段が選択できるよう、事例等を農業者に示した上で、補助事業等の支援策を講じること。

2) 持続可能な農業経営基盤の確立

地域色を生かした農業生産力の向上や、販売力の強化に向け、産物、産地ごとに消費者ニーズに合致する本市独自の生産・流通体制を確立し、需要拡大のためのマーケティング調査や高収益作物の導入・定着支援など、農業経営基盤の総合的な安定策と収入拡大策を講じること。

3) 農産品のブランド化と海外販売戦略の推進

農業特産品のさらなる販路拡大や、市場開拓を実現するためには、品種、品目ごとのブランド化や、特色ある広報戦略が不可欠であるため、6次産業戦略における新商品の開発に加え、都市ブランドグループとの連携によるシティーセールスを充実させること。

また、本市の農業特産品の中には、果樹をはじめ海外需要の高い品目が多数存在することから、マーケットインの手法や、農水省の輸出環境整備事業等を活用し、独自の輸出戦略を確立すること。

3. 環境への負担を低減する【重点項目】

1) SDGs 未来都市計画の推進

持続可能な開発目標の達成に向けて、SDGs 未来都市計画については取り巻く環境を踏まえ、第2次計画への改定を行うとともに、部局横断的な推進体制により取り組みの強化を図ること。

また、市民のSDGs に対する認知度がまだまだ低い状況にあることから、市民への一層の浸透を図るため、SDGs に対する啓発や市民意識の醸成に積極的に取り組むこと。

2) ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みの推進

本市が宣言を行った、温室効果ガスの排出量を2050年に実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、地域脱炭素ロードマップに基づく実行計画の策定を着実に進めること。

また、カーボンニュートラルの実現に向けた具体的な温室効果ガス排出量削減目標を早急に策定し、広く市民・事業者への周知・啓発を図るとともに、実効性のある施策の実行につなげること。

3) 都市の低炭素化の推進

地域の脱炭素化を促進させるため、家庭向け低炭素化普及促進補助事業の拡充を図るとともに、市民への理解促進を図ること。

また、電動車の普及促進のため、引き続き購入時の補助を実施するとともに、公用車への電動車の導入や充電スタンド、水素ステーションなどのインフラ整備について、市有施設への設置も含めて計画的に進めること。

4) 循環経済への移行推進

廃棄物の削減や循環利用、適正処理を推進し、資源循環ビジネスの活性化を図るため、次年度の施行を迎える「プラスチック資源循環法」を踏まえた、紙・金属・プラスチック等資源循環の更なる推進や、排出削減、食品の廃棄ロス削減等を強力に推進し、企業や消費者など多様なプレーヤーを巻き込みながら、循環経済への移行を推進すること。

4. 雇用・労働環境の改善

働き方改革を一丸となって推進するため「栃木働き方改革推進センター」と連携し、市内企業に対する働き方改革の継続的な推進を行うとともに、同一労働同一賃金の格差是正や、ガイドラインの遵守に対する啓発・指導を強化すること。

5. 中央卸売市場

コロナ禍による市場流通の減少により、引き続き厳しい経営環境が想定されることから、改正市場法の利点を活用しながら集荷力・販売力の強化を図るとともに、整備基本計画に基づく老朽化更新と市場機能の維持・向上を計画的に進めること。

また、長引くコロナ不況の影響が、一部の卸売り・仲卸事業者を直撃していることから、市場関係者のニーズを踏まえた事業者支援に継続して取り組むこと。

VI. 「交通未来都市」の実現に向けて

(都市空間・交通 分野)

1. 暮らしやすく魅力ある都市空間の形成

1) J R宇都宮駅東口地区整備事業

交流拠点施設や複合施設等の開業年度にあたるため、まち開きに向けて事業を着実に推進するとともに、M I C Eの推進やプロモーションの強化を図り、事業効果が着実に得られるよう推進すること。

また、事業者の決定が遅れている高級ホテル複合施設においては、国際的な宿泊需要の傾向を見極めながら整備時期も含めた内容を精査し、事業の推進を図ること。

2) J R宇都宮駅西口周辺地区整備基本計画の策定

街区整理や駅前広場、交通結節基盤整備、L R T導入ルート等の各種関連施策事業等の整合を図り、整備手法の選定や、民間活力の活用なども含めた全体計画を取りまとめ、魅力的かつ機能的な広域交流拠点の形成に向けた整備基本計画の策定に取り組むこと。

3) L R T沿線の活用

L R Tの沿線を中心に路線価の上昇や、高層住宅等の活発な民間投資が見られることから、良質な民間投資が加速されるよう施策を充実させること。

また、トランジットセンターゾーンの整備や、平出町トランジットセンターゾーンに整備予定の東部総合公園整備にあたっては、地域資源の活用や地域意向を踏まえ、多様な世代の交流や、本市の魅力の向上に資する拠点として活用を図るなど、本市の経済・観光の振興につながるまちづくりを推進すること。

4) ウォーカブルなまちづくりの推進

歩行者中心の道路空間の創出等によるウォーカブルな歩行空間づくりや、ひと中心の豊かな生活空間を実現させるだけでなく、地域消費や民間投資の拡大、回遊性・安全性の向上、憩いの場の創出等、新たな都市魅力が創造できるよう、ウォーカブルなまちづくりを具現化すること。

2. 誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークの構築【重点項目】

1) 総合的な交通ネットワークの構築

ＬＲＴの開業に併せ、ＪＲ宇都宮駅東側地域のバス路線再編や、地域内交通との接続等、これまで地域毎に示してきたイメージの具現化に向けた計画を掲示するとともに市民への説明を強化すること。

また、運転免許証返納者や、障がい者等の交通弱者に対する公共交通利用の優遇制度等、公共交通の利用促進や、交通弱者対策に資する支援制度を早急に構築し、市民理解のもと総合的な公共交通ネットワークの構築に取り組むこと。

2) ｬR T整備事業

ＬＲＴの開業年度にあたることから、事業性が確保出来るよう、中長期の収支計画や波及的経済効果を速やかに取りまとめ、市民の理解を得ながら事業を推進するとともに、ＬＲＴの導入前後で市民の行動や人口動態、まちづくりにどのような効果が派生しているかを客観的に評価できるよう、学術的な評価・検証の仕組みを構築し、まちづくりとしての課題改善に繋げること。

また、ＪＲ宇都宮駅西側の延伸ルートや、ＪＲ宇都宮駅横断ルートの決定においては市民の同意を得ながら慎重な対応を図ること。

3) 道路インフラの整備

ＬＲＴ導入後の交通状況変化を確実に把握し、国・県・警察など関係機関と連携のもと、円滑な交通環境を確保すること。また、既存道路においては劣化による道路破損等により道路管理瑕疵による事故が発生しないよう予防保全を推進し、必要な予算を確保すること。

4) 自転車のまちの推進

自転車法令の遵守やヘルメットの着用、保険加入等、「自転車のまちうつのみや」にふさわしい市民の育成を図るため、広報・啓発・教育等の充実を図るとともに、計画的な自転車走行空間の整備を推進すること。

特に自転車走行表記が現実にそぐわない矢羽根表記区間等は、専門家等の意見も踏まえた安全対策を講じ、安全な自転車走行空間を確保すること。

VII. 行政経営 分野

1. 財政健全性の維持

大規模投資事業やコロナ対策により、基金残高の激減や、市債発行額の増加が見られるなど、本市の財政状況は決して楽観視出来る状況ではなく、基本財源の確保は喫緊の課題である。この世界規模の災害を乗り越えるため、スクラップアンドビルドや徹底した歳出削減等の行政経営改革を断行するとともに、可能な限りの歳入確保策に取り組む、強固な行政経営基盤を確立させること。

また、市有施設の老朽化更新や、高齢化社会を支える財源の確保は今後とも必要であるため、各種基金においては計画的な積み増しを図り、同様の災害やパンデミックが発生した場合でも対応ができる基金残高を確保すること。

2. 新たな行政経営基盤の確立 **【重点項目】**

今後の行政経営において有効とされる公民連携（PPP）の活用や、PFI・DBO等による管理運営等の整合を図る事が必要であることから、行政としての今後の考え方を整理し明示すること。

また、市政業務の合理化や市民サービスの向上に資する、ICT、AI、RPA等の導入が計画的に推進されるよう、今後の計画を定め自治体DXを強力的に推進すること。